

2026年度（公財）ロッテ財団奨学金（秋季採用）

標記財団からの推薦依頼に基づき、以下のとおり、募集します。応募に際しては必ず、募集要項等で詳細を確認してください。

| | |
|-------------------|--|
| 応募資格 | <p>(1) 財団が提示する応募資格を全て満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none">・下記アジア諸国から来日している私費留学生で、2026年10月1日現在で35歳以下の者。 東南アジア、南アジア、中央アジア、西アジア、および東アジアのうちモンゴル・財団指定の行事に必ず参加できる者（8/21に選考面接あり）。・2026年度に他の奨学金及び多額の収入を得る予定のない者。・2027年3月に卒業予定の場合は対象外。 <p>(2) 在留資格が「留学」であること（あるいは「留学」へ変更申請中であること）。</p> <p>(3) 応募時に休学、原級、在籍原級または留籍しておらず、受給年度においても休学、原級、在籍原級または留籍する予定がないこと。ただし、成績不良によらない休学（例：兵役休学）に伴う原級、在籍原級または留籍の場合は応募を認める。</p> <p>(4) 応募年度に懲戒処分を受けていないこと。</p> <p>(5) 直近のGPAが、学部生で3.0以上、大学院生で3.5以上(会計専門職研究科のみ3.0以上)であること。 ※新入生の場合※前課程で上記の成績をクリアしている者。前課程でGPAが算出できない場合は、応募資格無し。</p> |
| 推薦者数 | 1名 |
| 学内締切 (厳守) | 2026年7月10日（金） 事務室への提出（郵送不可）を上記期限までに行ってください。 ※財団の「募集要項」に記載された応募締切日ではなく、上記の学内締切を厳守してください。 |
| 提出書類 | <p>※財団の募集要項「8.応募の手続き」も確認のうえ、次の書類を作成・印刷してご提出ください。</p> <ol style="list-style-type: none">① 奨学金申請書【所定様式・手書き作成】「申請者の大学における担当部課等」は大学で記入するため空欄にしてください。② 履歴書【所定様式・データ作成】③ 本人申告書【所定様式・データ作成】⑤ 在留カードの写し（表・裏両面）⑥ 成績通知書または成績証明書（新入生の場合は、前課程のもの）⑦ 推薦状（学部長又は指導教員等によるものでA4・1ページ）【書式自由】⑧ 日本語能力試験N1の「合格結果通知書（得点表記）」（コピー可） ※N1を所持していない場合、指導教員によるN1相当であることを保証する文書⑨ 配偶者がいる場合、配偶者の収入を証明する公的文書等の写し⑩ 本財団が指定する項目のテキストデータ【所定様式・データ作成】⑪ 生計維持者（父母等）の所得証明書類 ・提出可能な直近の年収が確認できるもの。 ・日本の源泉徴収票又は確定申告書に相当するもの。 ・日本語または英語以外の言語で作成された書類については、日本語または英語の翻訳を添付すること。⑫ 経済的支援の受給／申請状況申告書【所定様式】 <p>* 学内選考通過者については、追って次の書類をご提出いただく予定です。</p> <ul style="list-style-type: none">・②履歴書、③本人申告書、⑩テキストデータのExcelデータ・④在学証明書のPDFデータ（上の課程に進学することが決定している場合は、合格通知書も提出）・⑥成績証明書のPDFデータ（未提出者のみ） |
| 提出先 | 国際教育事務室(駿河台/和泉/生田/中野) ※中野の提出は月、水、金のみとなりますご注意ください。 |
| 注意事項 | <ol style="list-style-type: none">(1) 応募に際しては必ず、財団の「募集要項」でも詳細を確認してください。(2) 本人以外の応募書類の提出は認めません。(3) 修正液や二重線による修正は一切行わないでください。 |
| 個人情報の 取り扱いについて | 明治大学は、「学校法人明治大学個人情報保護方針」ならびに本学「個人情報の保護に関する規程」に基づき、日本学生支援機構奨学金、学内奨学金、その他の学外奨学金の申請者及び保護者等関係者の個人情報（学籍異動・成績情報を含む）を奨学金業務を適切に遂行する目的以外には使用しません。また、個人情報提供先については、法令に遵守した形で行い、これらの目的以外に個人情報を利用しないことを約束します。 |
| お問い合わせ | 明治大学 国際教育事務室 財団奨学金担当 (03-3296-4488) isupport@meiji.ac.jp |

2026 年度一般奨学生(秋季採用)募集要項

1. 趣旨

公益財団法人ロッテ財団（以下本財団という）は、日本の大学または大学院等で学ぶ主としてアジア諸国からの留学生のうち志操堅実・学力優秀でありながら、経済的理由により学業の継続が困難な者に対して支援を行い、もって、諸国間の友好親善、国際交流及び人材の育成に寄与することを目的とします。

2. 特徴

本財団の奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は支給とし、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。

3. 奨学生の応募資格

- (1) 日本以外の国籍を有し、主としてアジア諸国から来日している私費留学生
- (2) 大学の学部又は大学院の正規課程に在学する者
- (3) 2026年10月1日現在で35歳以下の者
- (4) 在留資格「留学」を有する者
- (5) 修学のために経済的援助を必要とする者で、2026年度に他の奨学金及び多額の収入を得る予定のない者（他の奨学金との併給は認めない）
- (6) 配偶者がいる場合、配偶者の年収が500万円未満であること
- (7) 学業、人物ともに優秀である者（大学の成績でGPAが概ね3.0以上）
- (8) 日本語による意思伝達が可能である者（日本語能力試験N1取得程度）
- (9) 国際理解と国際間の友好親善に積極的に協力する者
- (10) 本財団の奨学生交流会（年4回程度を予定、うち1回は宿泊を伴う研修旅行）に出席できる者
- (11) 本人の状況確認の為、年数回の本財団事務局との面談に応じることのできる者

4. 採用予定人員 若干名

5. 奨学金の額、支給期間・方法、支給期間の延長

- (1) 支給金額 学部生：年額216万円（月額18万円）
 大学院生：年額240万円（月額20万円）

(2) 支給期間

原則として、2026年10月1日から最長2年間とします。なお、応募の時点で各課程の最終学年に在籍する者は、選考面接日時点で、上級の課程（修士課程または博士課程）に進学することが決定していることが条件となります。

(3) 支給方法

奨学金は原則として、毎月 28 日（当日が銀行の休日となる場合は前営業日）に財団が指定する金融機関の本人名義の口座に入金します。

なお、第 1 回目の奨学金は、2026 年 10 月 28 日に入金します。

(4) 支給期間の延長

支給期間の最終年度に限り、1 年間を限度として支給期間延長を申請できます。但し、延長期間は正規修業期間内とします。

（なお、選考委員による面接等の審査を経て合否が決定されます）

6. 奨学金の支給停止又は打ち切り

下記事項等に該当する場合、原則として、その事由の発生した月の翌月から奨学金の支給を停止（支給の再開もある）又は打ち切ることがあります。

(1) 奨学金の支給停止

- ① 理由なく 1 ヶ月以上にわたり、連絡がとれなかった時
- ② 1 ヶ月以上理由のない長期欠席等により学業に支障がでる時
- ③ 本財団奨学生としての義務（交流会への出席、各種届出・報告事項の提出等）を果たさなかった時
- ④ 在籍する大学の学則で定められた長期休業期間以外に、あらかじめ届け出て 1 ヶ月以上日本を離れる時。この場合は、離日の翌月から奨学金の支給を停止し、帰国後本人からの申請があれば支給を再開する。
- ⑤ その他、財団で奨学金の支給停止について相当と判断した時

(2) 奨学金の打ち切り

- ① 募集対象校以外へ転学した時
- ② 学業成績又は素行が甚だ不良の時
- ③ 留年した時、又は、卒業あるいは修了延期の恐れが生じた時
- ④ 留学生としての資格を失った時
- ⑤ 学則により処分を受けた時（軽微なものを除く）
- ⑥ 応募書類の記載事項に重大な虚偽が発見された時
- ⑦ 奨学金の一部又は全部を本来の奨学金の用途以外に使用した時
- ⑧ 配偶者がいる場合、その年収が 500 万円以上となった時
- ⑨ 奨学金を必要としない理由が生じた時
- ⑩ 本財団の目的に反する言動をおこなった時
- ⑪ 本財団若しくは本財団の支援企業の名誉を傷つけ又は著しく迷惑をかけた時
- ⑫ その他、支給停止の事由が度重なる場合等、財団で奨学金の打ち切りについて相当と判断した時

7. 募集方法

本財団が募集対象校とする大学等を通じて募集します。

8. 応募の手続

以下の書類を揃え、在学する大学の留学生事務担当窓口に提出してください。

- (1) 奨学金申請書（所定の様式、自筆にて）
- (2) 履歴書（所定の様式）
- (3) 本人申告書（所定の様式）
日本留学の目的・将来希望する進路については、財団指定のテキストデータ（10）にて提出
- (4) 在学証明書 修士課程または博士課程に進学する者は合格を証明する文書（大学の発行する合格通知書またはその写し）
- (5) 在留カードの写し
- (6) 成績証明書：現課程のもの。入手不可能の場合は、前課程のもの。
- (7) 推薦状：学部長又は指導教員等によるもの。用紙は、A4 サイズで1頁。
- (8) 日本語能力試験に合格している者は「合否結果通知書」（得点表記）の写し。日本語能力試験未受験の者は、指導教員等による、N1相当であることを保証する文書。
- (9) 配偶者がいる場合には、配偶者の収入を証明する公的文書等の写し
- (10) 本財団が指定する項目のテキストデータ

なお、大学の事務局は、推薦状を開封し、以下の書類を 2026年7月22日（水） までに、本財団事務局まで電子メールに添付し、提出してください。

- ① (1)から(9)までの書類の Pdf データ
- ② (2)、(3)および(10)の Excel データ

9. 選考及び決定

- (1) 推薦された者のうち書類審査を通過した者について、本財団に設置する奨学生選考委員会の選考面接を経て、理事長が奨学生を決定します。

(注) 書類選考を通過した者には、2026年8月6日までに電子メールにて 大学事務局宛に面接の詳細連絡をいたします。

面接は 2026年8月21日（金） に東京都内にて実施（時間・場所等は後日、大学事務局宛に電子メールにて連絡）致しますので、書類審査を通過した申請者は必ず面接を受けて下さい。面接に来られない場合は不採用となります。（交通費は支給します）なお、財団の都合によりオンラインにて面接を実施する場合があります。

- (2) 採用決定者については 2026年9月上旬までに大学事務局に通知します。

10. 個人情報の取り扱い

奨学金への応募に際して本財団にご提供いただいた氏名、住所、メールアドレスその他の個人情報は、以下の目的のために利用します。

- (1) 奨学生選考の実施（出願処理、審査等）
- (2) お問い合わせ対応、奨学金応募者及び奨学生に対するご連絡
- (3) 採用決定後の奨学生の管理
- (4) 奨学生に対する奨学金に関する資料及び交流誌の送付、その他本財団に関する情報の提供
- (5) その他上記利用目的に付随する目的

なお、本財団のプライバシーポリシーについては、
<https://www.lottefoundation.jp/about/privacy.html> をご覧ください。

《問合せ先》 公益財団法人ロッテ財団 事務局 奨学事業担当
〒163-1413 東京都新宿区西新宿 3-20-2
e-mail:zaidan.lotte@lotte-hd.co.jp
TEL:03-5388-5564 Fax:03-6276-5652

以上